

仙台市訓令第十二号

仙台市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

仙台市長 郡 和子

仙台市事務決裁規程の一部を改正する訓令

仙台市事務決裁規程（平成元年仙台市訓令第七号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(定義)</p> <p>第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 本庁 仙台市事務分掌条例（昭和三十四年仙台市条例第二十号）第一条各号に掲げる局（以下「局」という。）<u>及び室</u>の組織のうち公所を除いたものを総称していう。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 公所 <u>第一種公所</u>、第二種公所及び第三種公所をいう。</p> <p>[新設]</p> <p><u>四</u> 第一種公所 <u>別記第一</u>に掲げる組織をいう。</p> <p><u>五</u> 第二種公所 <u>別記第二</u>に掲げる組織をいう。</p> <p><u>六</u> 第三種公所 <u>別記第三</u>に掲げる組織をいう。</p> <p><u>七</u> 部 本庁<u>又は区役所</u>の部（部に相当する室等を含む。）及び第一種公所をいう。</p> <p><u>八</u> 課 <u>局</u>又は部に置かれる課、室及び第二種公所をいう。</p> <p>[九～十八 略]</p> <p>(合議)</p> <p>第三条の三 次に掲げる事案の決裁については、関係する局長、<u>区長</u>、本庁の次長若しくは<u>副区長</u>又は部、課若しくは係の長（担当部長、担当課長及び担当係長を含む。次項において「関係局長等」という。）に合議をしなければならない。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(専決事項の一部委譲)</p> <p>第三条の四 第六条、第六条の二、第六条の三、第七条、第九条、第九条の二、第十条、<u>第十二条</u>、<u>第十三条</u>、第二十条第一項及び第二十二條から第二十四條までの規定により専決をする者は、特に必要と認める場合、一年を超えない範囲内において、その専決をすべき事項のうち軽易かつ定例的なものに関し下位の職にある者に専決をさせることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>第四条 次に掲げる事項は、市長の決裁を受けなければならない。</p> <p>[一～八 略]</p> <p>九 附属機関の構成員の委嘱、解嘱及び<u>任免並びに外国旅行の依頼</u>に関すること</p> <p>十 有識者等の意見を聴き、行政運営に反映させることを主な目的として規則、要綱等により設置する機関（以下「協議会</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 本庁 仙台市事務分掌条例（昭和三十四年仙台市条例第二十号）第一条各号に掲げる局（以下「局」という。）の組織のうち<u>公所（特別公所を除く。）</u>を除いたものを総称していう。</p> <p>二 [略]</p> <p>三 公所 <u>特別公所</u>、<u>第一種公所</u>、第二種公所及び第三種公所をいう。</p> <p><u>四 特別公所 別記第一</u>に掲げる組織をいう。</p> <p><u>五</u> 第一種公所 <u>別記第二</u>に掲げる組織をいう。</p> <p><u>六</u> 第二種公所 <u>別記第三</u>に掲げる組織をいう。</p> <p><u>七</u> 第三種公所 <u>別記第四</u>に掲げる組織をいう。</p> <p><u>八</u> 部 本庁、<u>区役所又は特別公所</u>の部（部に相当する室等を含む。）及び第一種公所をいう。</p> <p><u>九</u> 課 <u>局</u>、<u>区役所</u>又は部に置かれる課、室及び第二種公所をいう。</p> <p>[十～十九 略]</p> <p>(合議)</p> <p>第三条の三 次に掲げる事案の決裁については、関係する局長、<u>区長若しくは宮城総合支所の支所長</u>、本庁の次長若しくは<u>副区長若しくは宮城総合支所の支所次長</u>又は部、課若しくは係の長（担当部長、担当課長及び担当係長を含む。次項において「関係局長等」という。）に合議をしなければならない。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(専決事項の一部委譲)</p> <p>第三条の四 第六条、第六条の二、第六条の三、第七条、第九条、第九条の二、第十条、<u>第十二条</u>、<u>第十二条の二</u>、<u>第十三条</u>、<u>第十三条の二</u>、<u>第十三条の三</u>、第二十条第一項及び第二十二條から第二十四條までの規定により専決をする者は、特に必要と認める場合、一年を超えない範囲内において、その専決をすべき事項のうち軽易かつ定例的なものに関し下位の職にある者に専決をさせることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>第四条 次に掲げる事項は、市長の決裁を受けなければならない。</p> <p>[一～八 略]</p> <p>九 附属機関の構成員の委嘱、解嘱及び<u>任免</u>に関すること</p> <p>十 有識者等の意見を聴き、行政運営に反映させることを主な目的として規則、要綱等により設置する機関（以下「協議会</p>

等」という。)で重要なものの構成員の委嘱、解嘱及び**任免並びに外国旅行の依頼**に関すること

#### 十一 副市長の外国旅行命令並びに危機管理監、会計管理者及び局長の職(これと同等の職を含む。次条及び第六条において同じ。)以下の職にある者の長期の外国旅行命令に関する こと

[十二～十六 略]

十七 一件五億円以上の工事の変更に関すること(第六条第一号タ、第六条の二第一号、第六条の三第十一号、第九条第一号、**第九条の二**、第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條の二までの規定による専決に係るものを除く。)

[十八・十九 略]

二十 賃借料又は賃貸料の年額(期間が一年未満のものにあつては、総額。以下同じ。)が一億円以上の不動産又は動産の借入れ及び貸付けに関すること(防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付けに関する契約の締結、変更及び解除に関すること並びに第六条第一号ト、**第九条第一号**、第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條までの規定による専決に係るものを除く。)

二十一 [略]

二十二 一件一億円以上の委託及び受託に関すること(委託契約に係る検査並びに請負契約の締結、変更及び解除に関すること並びに第六条第一号ネ、**第九条第一号**、第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條までの規定による専決に係るものを除く。)

二十三 [略]

二十四 一件五億円以上の請負契約の変更に関すること(第六条第一号ヒ、同条第五号コ、第六条の二第一号、第六条の三第二十二号、第九条第一号、同条第三号、**第九条の二**、第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條の二までの規定による専決に係るものを除く。)

[二十五～二十七 略]

(副市長専決事項)

第五条 副市長の専決事項は、次のとおりとする。

[一～五 略]

#### 六 副市長の内国旅行命令並びに危機管理監、会計管理者及び局長の職にある者の内国旅行命令(危機管理監、会計管理者及び局長の専決に係るものを除く。)及び短期の外国旅行命令に関する こと

[七～九 略]

十 一件五千万円以上一億円未満の地上物件等に係る損失補償に関すること(第六条第一号ス、同条第十二号サ、第六条の二第一号、第六条の三第八号、第九条第一号、**第九条の二**、第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條の二までの規定による専決に係るものを除く。)

[十一・十二 略]

十三 一件三億円以上五億円未満の工事の変更に関すること(第七条第一号コ、第十条第一号ア、**第十二条第一号ア**、第二十条第一項第一号又は第二十三條から第二十四條までの規定による専決に係るものを除く。)

等」という。)で重要なものの構成員の委嘱、解嘱及び**任免**に関すること

#### 十一 削除

[十二～十六 略]

十七 一件五億円以上の工事の変更に関すること(第六条第一号タ、第六条の二第一号、第六条の三第十一号、第九条第一号、**第九条の二**、**第十二条第一号**、**第十二条の二**、第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條の二までの規定による専決に係るものを除く。)

[十八・十九 略]

二十 賃借料又は賃貸料の年額(期間が一年未満のものにあつては、総額。以下同じ。)が一億円以上の不動産又は動産の借入れ及び貸付けに関すること(防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付けに関する契約の締結、変更及び解除に関すること並びに第六条第一号ト、**第九条第一号**、**第十二条第一号**、第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條までの規定による専決に係るものを除く。)

二十一 [略]

二十二 一件一億円以上の委託及び受託に関すること(委託契約に係る検査並びに請負契約の締結、変更及び解除に関すること並びに第六条第一号ネ、**第九条第一号**、**第十二条第一号**、第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條までの規定による専決に係るものを除く。)

二十三 [略]

二十四 一件五億円以上の請負契約の変更に関すること(第六条第一号ヒ、同条第五号コ、第六条の二第一号、第六条の三第二十二号、第九条第一号、同条第三号、**第九条の二**、**第十二条第一号**、**同条第四号**、**第十二条の二**、第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條の二までの規定による専決に係るものを除く。)

[二十五～二十七 略]

(副市長専決事項)

第五条 副市長の専決事項は、次のとおりとする。

[一～五 略]

#### 六 削除

[七～九 略]

十 一件五千万円以上一億円未満の地上物件等に係る損失補償に関すること(第六条第一号ス、同条第十二号サ、第六条の二第一号、第六条の三第八号、第九条第一号、**第九条の二**、**第十二条第一号**、**第十二条の二**、第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條の二までの規定による専決に係るものを除く。)

[十一・十二 略]

十三 一件三億円以上五億円未満の工事の変更に関すること(第七条第一号コ、第十条第一号ア、**第十三条第一号ア**、**第十三条の三第一号ア**、第二十条第一項第一号又は第二十三條から第二十四條までの規定による専決に係るものを除く。)

十四 [略]

十五 一件八千万円以上の土地（一万平方メートル未満のものに限る。）及び一件四千万円以上八千万円未満の土地の買入れ及び売払いに関する事（第六条第一号ツ、第六条の二第一号、第六条の三第十三号、第九条第一号、**第九条の二、**第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條の二までの規定による専決に係るものを除く。）

十六 [略]

十七 賃借料又は賃貸料の年額が五千万円以上一億円未満の不動産又は動産の借入れ及び貸付けに関する事（防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付けに関する契約の締結、変更及び解除に関する事並びに第六条第一号ト、第九条第一号、第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條までの規定による専決に係るものを除く。）

十八 [略]

十九 一件五千万円以上一億円未満の委託及び受託に関する事（委託契約に係る検査並びに請負契約の締結、変更及び解除に関する事並びに第六条の二第一号、第六条の三第十九号、第九条の二、第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條の二までの規定による専決に係るものを除く。）

二十 [略]

二十一 一件三億円以上五億円未満の請負契約の変更（変更後の金額が五億円未満のものに限る。）に関する事（第七條第一号ト、同條第六号ウ、第十條第一号ア、同條第二号ア、第十二條第一号ア、同條第五号ア、第二十条第一項第一号又は第二十三條から第二十四條までの規定による専決に係るものを除く。）

[二十二～二十四 略]

（危機管理監専決事項）

第五條の二 危機管理監の専決事項は、次のとおりとする。

一 [略]

二 危機管理監の内国旅行命令（旅行日数が二日を超えないものに限る。）に関する事

三 [略]

（会計管理者専決事項）

第五條の三 会計管理者の専決事項は、次のとおりとする。

一 会計管理者の内国旅行命令（旅行日数が二日を超えないものに限る。）に関する事

二 [略]

第二節 本庁

（局長専決事項）

第六條 局長の専決事項は、次のとおりとする。

一 共通専決事項（財政局長にあっては税務監の専決に係るものを除き、担当局長にあってはその主管する事案に係るものに限る。）

[ア～カ 略]

キ 局長の職又は次長の職（これと同等の職を含む。以下この条において同じ。）にある者の内国旅行命令（局長の職にある者に係るものについては、旅行日数が二日を超えないものに限る。）に関する事

ク 次長の職にある者の短期の外国旅行命令に関する事

十四 [略]

十五 一件八千万円以上の土地（一万平方メートル未満のものに限る。）及び一件四千万円以上八千万円未満の土地の買入れ及び売払いに関する事（第六条第一号ツ、第六条の二第一号、第六条の三第十三号、第九条第一号、**第九条の二、第十二條第一号、第十二條の二、**第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條の二までの規定による専決に係るものを除く。）

十六 [略]

十七 賃借料又は賃貸料の年額が五千万円以上一億円未満の不動産又は動産の借入れ及び貸付けに関する事（防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付けに関する契約の締結、変更及び解除に関する事並びに第六条第一号ト、第九条第一号、第十二條第一号、第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條までの規定による専決に係るものを除く。）

十八 [略]

十九 一件五千万円以上一億円未満の委託及び受託に関する事（委託契約に係る検査並びに請負契約の締結、変更及び解除に関する事並びに第六条の二第一号、第六条の三第十九号、第九条の二、第十二條の二、第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條の二までの規定による専決に係るものを除く。）

二十 [略]

二十一 一件三億円以上五億円未満の請負契約の変更（変更後の金額が五億円未満のものに限る。）に関する事（第七條第一号ト、同條第六号ウ、第十條第一号ア、同條第二号ア、第十三條第一号ア、第十三條の三第一号ア、同條第二号ア、同條第五号ア、第二十条第一項第一号又は第二十三條から第二十四條までの規定による専決に係るものを除く。）

[二十二～二十四 略]

（危機管理監専決事項）

第五條の二 危機管理監の専決事項は、次のとおりとする。

一 [略]

**[削る]**

二 [略]

（会計管理者専決事項）

第五條の三 会計管理者の専決事項は、次のとおりとする。

**[削る]**

二 [略]

第二節 本庁

（局長専決事項）

第六條 局長の専決事項は、次のとおりとする。

一 共通専決事項（財政局長にあっては税務監の専決に係るものを除き、担当局長にあってはその主管する事案に係るものに限る。）

[ア～カ 略]

**キ 削除**

ク **外国旅行**に関する事

ケ 局長の職又は次長の職にある者の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更、休日に代わる日の指定、超過勤務命令、休暇（病気休暇、家庭支援休暇及び介護部分休業を除く。）並びに職務専念義務の免除（総務局長が別に定める事由によるものに限る。）に関すること

[コ・サ 略]

シ 一件三千万円以上五千万円未満の地上物件等に係る損失補償に関すること（第七条第一号キ、第十条第一号ア、**第十二条第一号ア**、第二十三条の二又は第二十四条の規定による専決に係るものを除く。）

[ス・セ 略]

ソ 一件二億円以上三億円未満の工事の変更に関すること（**第八条第一号キ**、第十一条第一号ア、**第十四条第一号ア**、第十六条第一号ア、第十七条、第二十条第二項又は第二十五条の規定による専決に係るものを除く。）

タ [略]

チ 一件二千万円以上四千万円未満の公有財産又は物品の買入れ、売払い及び修繕並びに労力その他の役務の調達に関すること（第七条第一号シ、第十条第一号ア、**第十二条第一号ア**、第二十三条の二又は第二十四条の規定による専決に係るもの並びに請負契約及び物品売買契約の締結、変更及び解除に関すること並びに契約に係る検査で他の者の専決に係るものに関するものを除く。）

ツ [略]

テ 賃借料又は賃貸料の年額が千万円以上五千万円未満の不動産又は動産の借入れ及び貸付けに関すること（防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付けに関する契約の締結、変更及び解除に関すること並びに次条第一号、第六条の三第十五号、**第九条の二**又は第二十三条の二の規定による専決に係るものを除く。）

[ト～ニ 略]

ヌ 一件二千万円以上五千万円未満の委託及び受託に関すること（委託契約に係る検査並びに請負契約の締結、変更及び解除に関すること並びに第七条第一号ツ、第十条第一号ア、**第十二条第一号ア**、第二十三条の二又は第二十四条の規定による専決に係るものを除く。）

[ネ・ノ 略]

ハ 一件二億円以上三億円未満の各課所掌事項契約である請負契約の変更（変更後の金額が三億円未満のものに限る。）に関すること（**第八条第一号ツ**、第十一条第一号ア、**第十四条第一号ア**、第十六条第一号ア、第十七条、第二十条第二項又は第二十五条の規定による専決に係るものを除く。）

[ヒ～ホ 略]

マ 協議会等の構成員の委嘱、解嘱及び**任免並びに外国旅行の依頼**に関すること

[ミ～モ 略]

二 危機管理局長専決事項

[ア～オ 略]

ケ 局長の職（**これと同等の職を含む。**）又は次長の職（**これと同等の職を含む。**）にある者の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更、休日に代わる日の指定、超過勤務命令、休暇（病気休暇、家庭支援休暇及び介護部分休業を除く。）並びに職務専念義務の免除（総務局長が別に定める事由によるものに限る。）に関すること

[コ・サ 略]

シ 一件三千万円以上五千万円未満の地上物件等に係る損失補償に関すること（第七条第一号キ、第十条第一号ア、**第十三条第一号ア**、**第十三条の三第一号ア**、第二十三条の二又は第二十四条の規定による専決に係るものを除く。）

[ス・セ 略]

ソ 一件二億円以上三億円未満の工事の変更に関すること（**第八条第一号ク**、第十一条第一号ア、**第十四条第一号ア**、**第十五条第一号ア**、第十六条第一号ア、第十七条、第二十条第二項又は第二十五条の規定による専決に係るものを除く。）

タ [略]

チ 一件二千万円以上四千万円未満の公有財産又は物品の買入れ、売払い及び修繕並びに労力その他の役務の調達に関すること（第七条第一号シ、第十条第一号ア、**第十三条第一号ア**、**第十三条の三第一号ア**、第二十三条の二又は第二十四条の規定による専決に係るもの並びに請負契約及び物品売買契約の締結、変更及び解除に関すること並びに契約に係る検査で他の者の専決に係るものに関するものを除く。）

ツ [略]

テ 賃借料又は賃貸料の年額が千万円以上五千万円未満の不動産又は動産の借入れ及び貸付けに関すること（防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付けに関する契約の締結、変更及び解除に関すること並びに次条第一号、第六条の三第十五号、**第九条の二**、**第十二条の二**又は第二十三条の二の規定による専決に係るものを除く。）

[ト～ニ 略]

ヌ 一件二千万円以上五千万円未満の委託及び受託に関すること（委託契約に係る検査並びに請負契約の締結、変更及び解除に関すること並びに第七条第一号ツ、第十条第一号ア、**第十三条第一号ア**、**第十三条の三第一号ア**、第二十三条の二又は第二十四条の規定による専決に係るものを除く。）

[ネ・ノ 略]

ハ 一件二億円以上三億円未満の各課所掌事項契約である請負契約の変更（変更後の金額が三億円未満のものに限る。）に関すること（**第八条第一号テ**、第十一条第一号ア、**第十四条第一号ア**、**第十五条第一号ア**、第十六条第一号ア、第十七条、第二十条第二項又は第二十五条の規定による専決に係るものを除く。）

[ヒ～ホ 略]

マ 協議会等の構成員の委嘱、解嘱及び**任免**に関すること

[ミ～モ 略]

二 危機管理局長専決事項

[ア～オ 略]

三 総務局長専決事項

[ア～オ 略]

カ 恩給及び退職手当の支給に関すること

[キ～ク 略]

[四・五 略]

六 市民局長専決事項

[ア～コ 略]

[新設]

七 健康福祉局長専決事項

[ア～テ 略]

ト 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定並びにその更新、取消し及び効力の停止に関すること

ナ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する人員、設備及び運営に係る勧告、公表及び措置命令に関すること

[ニ～ヒ 略]

フ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく事業者及び施設の指定並びに施設の開設の許可並びにこれらの更新、取消し及び効力の停止に関すること

ヘ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告、公表及び措置命令に関すること

ホ 介護保険法に基づく介護老人保健施設及び介護医療院の開設者に対する管理者の変更命令、業務運営に係る勧告、公表及び改善命令、業務の停止命令並びに設備の使用制限等に関すること

マ 介護保険法に基づく指定調査機関の指定及び指定の取消し並びに指定調査機関の調査事務の休止及び廃止の許可並びに停止に関すること

[ミ～ヤ 略]

ユ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定特定相談支援事業者及び指定一般相談支援事業者の指定並びにその更新、取消し及び効力の停止に関すること

ヨ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定特定相談支援事業者及び指定一般相談支援事業者に対する勧告、公表及び措置命令に関すること

[ラ～ワ 略]

八 こども若者局長専決事項

[ア～ス 略]

セ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認及びその取消し等に関すること

[ソ～ノ 略]

九 環境局長専決事項

[ア～セ 略]

[新設]

三 総務局長専決事項

[ア～オ 略]

[削る]

[カ～ケ 略]

[四・五 略]

六 市民局長専決事項

[ア～コ 略]

サ 勤労者融資に係る資金の預託に関すること

七 健康福祉局長専決事項

[ア～テ 略]

[削る]

[削る]

[ト～ノ 略]

[削る]

[削る]

[削る]

ハ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく指定調査機関の指定及び指定の取消し並びに指定調査機関の調査事務の休止及び廃止の許可並びに停止に関すること

[ヒ～マ 略]

[削る]

[削る]

[ミ～ユ 略]

八 こども若者局長専決事項

[ア～ス 略]

セ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認及びその取消し等に関すること

[ソ～ノ 略]

九 環境局長専決事項

[ア～セ 略]

ソ 県立自然公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十号）

[十・十一 略]

十二 都市整備局長専決事項

[ア～ソ 略]

[新設]

[タ～ナ 略]

三 [略]

ヌ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）に基づく助言、指導、勧告並びに管理計画の認定並びにその更新及び取消しに関すること

[新設]

ネ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）に基づく認可、承認、認定、認可等の取消し及び命令に関すること（公共建築住宅部長及び建築宅地部長の専決に係るものを除く。）

ノ [略]

十三 [略]

（税務監専決事項）

第六条の二 [略]

（本庁の次長専決事項）

第六条の三 本庁の次長（次長を複数置く局にあつては、あらかじめ局長が指名する次長）の専決事項は、次のとおりとする。ただし、次長を置かない局にあつては、局長の専決事項とする。

一 部長の職にある者の内国旅行命令に関すること

二 部長の職以下の職にある者の短期の外国旅行命令に関すること

三 附属機関の構成員の内国旅行の依頼に関すること

[四～六 略]

七 一件千円以上三千万円未満の地上物件等に係る損失補償に関すること（次条第一号キ、第十条第一号ア、第十二条第一号ア又は第二十四条の規定による専決に係るものを除く。）

[八・九 略]

十 一件一億円以上二億円未満の工事の変更に関すること（第八条第一号キ、第十一条第一号ア、第十四条第一号ア、第十六条第一号ア、第十七条、第二十条第二項又は第二十五条の規定による専決に係るものを除く。）

[十一～十三 略]

十四 賃借料又は賃貸料の年額が二百万円以上千万円未満の不動産又は動産の借入れ及び貸付けに関すること（防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付けに関する契約の締結、変更及び解除に関すること並びに次条第一号セ、第十条第一号ア、第十二条第一号ア又は第二十四条の規定による専決に係るものを除く。）

[十五～十七 略]

及び自然環境保全条例（昭和三十七年宮城県条例第二十五号）に基づく命令（県の機関に対するこれに相当するものを含む。）に関すること

[十・十一 略]

十二 都市整備局長専決事項

[ア～ソ 略]

タ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住安定援助計画の認定の取消しに関すること

[チ～ニ 略]

ヌ [略]

ネ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）に基づく助言、指導、勧告並びに管理計画の認定の取消しに関すること

ノ マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）に基づく助言、指導、勧告に関すること（公共建築住宅部長及び建築宅地部長の専決に係るものを除く。）

ハ マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく認可、承認、認定、認可等の取消し及び命令に関すること（公共建築住宅部長及び建築宅地部長の専決に係るものを除く。）

ヒ [略]

十三 [略]

（税務監専決事項）

第六条の二 [略]

（本庁の次長専決事項）

第六条の三 本庁の次長（次長を複数置く局にあつては、あらかじめ局長が指名する次長）の専決事項は、次のとおりとする。ただし、次長を置かない局にあつては、局長の専決事項とする。

一 削除

二 削除

三 削除

[四～六 略]

七 一件千円以上三千万円未満の地上物件等に係る損失補償に関すること（次条第一号キ、第十条第一号ア、第十三条第一号ア、第十三条の三第一号ア又は第二十四条の規定による専決に係るものを除く。）

[八・九 略]

十 一件一億円以上二億円未満の工事の変更に関すること（第八条第一号ク、第十一条第一号ア、第十四条第一号ア、第十五条第一号ア、第十六条第一号ア、第十七条、第二十条第二項又は第二十五条の規定による専決に係るものを除く。）

[十一～十三 略]

十四 賃借料又は賃貸料の年額が二百万円以上千万円未満の不動産又は動産の借入れ及び貸付けに関すること（防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付けに関する契約の締結、変更及び解除に関すること並びに次条第一号セ、第十条第一号ア、第十三条第一号ア、第十三条の三第一号ア又は第二十四条の規定による専決に係るものを除く。）

[十五～十七 略]

十八 一件千円以上二千万円未満の委託及び受託に関する  
こと（委託契約に係る検査並びに請負契約の締結、変更及び  
解除に関すること並びに次条第一号ツ、第十条第一号ア、**第十二条第一号ア**又は第二十四条の規定による専決に係るもの  
を除く。）

[十九・二十 略]

二十一 一件一億円以上二億円未満の各課所掌事項契約である  
請負契約の変更（変更後の金額が二億円未満のものに限  
る。）に関すること（**第八条第一号ツ**、第十一条第一号ア、**第十四条第一号ア**、  
**第十六条第一号ア**、第十七条、第二十条  
第二項又は第二十五条の規定による専決に係るものを除  
く。）

[二十二～三十 略]

（本庁の部長等専決事項）

第七条 本庁の部長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、  
部に所属しない本庁の課において所管する事務については、次  
長（次長を置かない局にあっては、局長）の専決事項とする。

一 共通専決事項（担当部長にあっては、その主管する事案に  
係るものに限る。）

ア [略]

#### イ 課長の職にある者の内国旅行命令に関すること

[ウ～ク 略]

ケ 一件千円以上一億円未満の工事の変更に関するこ  
と（**次条第一号キ**、第十一条第一号ア、**第十四条第一号  
ア**、**第十六条第一号ア**、**第十七条**、**第二十条第二項**又は  
**第二十五条**の規定による専決に係るものを除く。）

[コ～タ 略]

チ 一件二百万円以上千円未満の委託及び受託に関する  
こと（委託契約に係る検査並びに請負契約の締結、変更  
及び解除に関すること並びに**次条第一号ク**、第十一条第  
一号ア、**第十四条第一号ア**、**第十六条第一号ア**、**第十七  
条**、**第二十条第二項**又は**第二十五条**の規定による専決に  
係るものを除く。）

ツ 一件千円以上五千万円未満の委託及び受託の変更  
（変更後の契約金額と当初の契約金額（第六条第一号ヌ、  
第六条の二第一号、前条第十八号、第九条第一号、**第九  
条の二**又は第二十二條から第二十三條の二までの規定に  
よる決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、  
その変更後の契約金額。以下このツにおいて同じ。）と  
の差額が当初の契約金額の三割に相当する額未満の場合  
又は延長した日数（これらの規定による決裁を受けて履  
行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期  
間を更に延長した日数）の累計が四十日を超えない範囲  
内で履行期間を延長する場合に限る。）に関すること（重  
要なものを除く。）

[テ～ヒ 略]

[二～九 略]

十 市民局生活安全安心部長専決事項

**ア 勤労者融資に係る基金の預託に関する契約の締結、変更  
及び解除に関すること**

**イ 仙台市空家等の適切な管理に関する条例に基づく応急  
措置に関すること（まちづくり推進部長、宮城総合支所長**

十八 一件千円以上二千万円未満の委託及び受託に関する  
こと（委託契約に係る検査並びに請負契約の締結、変更及び  
解除に関すること並びに次条第一号ツ、第十条第一号ア、**第  
十三条第一号ア**、**第十三条の三第一号ア**又は第二十四条の規  
定による専決に係るものを除く。）

[十九・二十 略]

二十一 一件一億円以上二億円未満の各課所掌事項契約である  
請負契約の変更（変更後の金額が二億円未満のものに限  
る。）に関すること（**第八条第一号テ**、第十一条第一号ア、**第十四条第一号ア**、**第十五条第一号ア**、  
**第十六条第一号ア**、**第十七条**、**第二十条第二項**又は**第二十五条**の規定による専決  
に係るものを除く。）

[二十二～三十 略]

（本庁の部長等専決事項）

第七条 本庁の部長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、  
部に所属しない本庁の課において所管する事務については、次  
長（次長を置かない局にあっては、局長）の専決事項とする。

一 共通専決事項（担当部長にあっては、その主管する事案に  
係るものに限る。）

ア [略]

#### イ 削除

[ウ～ク 略]

ケ 一件千円以上一億円未満の工事の変更に関するこ  
と（**次条第一号ク**、第十一条第一号ア、**第十四条第一号  
ア**、**第十五条第一号ア**、**第十六条第一号ア**、**第十七条**、  
**第二十条第二項**又は**第二十五条**の規定による専決に係  
るものを除く。）

[コ～タ 略]

チ 一件二百万円以上千円未満の委託及び受託に関する  
こと（委託契約に係る検査並びに請負契約の締結、変更  
及び解除に関すること並びに**次条第一号チ**、第十一条第  
一号ア、**第十四条第一号ア**、**第十五条第一号ア**、**第十六  
条第一号ア**、**第十七条**、**第二十条第二項**又は**第二十五  
条**の規定による専決に係るものを除く。）

ツ 一件千円以上五千万円未満の委託及び受託の変更  
（変更後の契約金額と当初の契約金額（第六条第一号ヌ、  
第六条の二第一号、前条第十八号、第九条第一号、**第九  
条の二**、**第十二条第一号**、**第十二条の二**、**第二十条第一  
項第一号**又は第二十二條から第二十三條の二までの規定  
による決裁を受けて契約金額を変更したものにあって  
は、その変更後の契約金額。以下このツにおいて同じ。）  
との差額が当初の契約金額の三割に相当する額未満の場  
合又は延長した日数（これらの規定による決裁を受けて  
履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行  
期間を更に延長した日数）の累計が四十日を超えない範  
囲内で履行期間を延長する場合に限る。）に関すること  
（重要なものを除く。）

[テ～ヒ 略]

[二～九 略]

十 市民局生活安全安心部長専決事項

[削る]

**ア 仙台市空家等の適切な管理に関する条例に基づく応急  
措置に関すること（区役所まちづくり推進部長、宮城総合**

及び秋保総合支所長の専決に係るものを除く。)

[ウ～サ 略]

十一 健康福祉局地域福祉部長専決事項

[ア～エ 略]

[新設]

十二 健康福祉局障害福祉部長専決事項

[ア～ク 略]

[新設]

ケ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する報告の徴収、出頭の要求、質問及び立入検査に関すること

[新設]

[新設]

[新設]

コ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者等に対する報告の徴収、出頭の要求、質問及び立入検査に関すること

[新設]

[新設]

サ [略]

十三 健康福祉局保険高齢部長専決事項

[ア～ウ 略]

[新設]

[新設]

支所まちづくり推進部長及び秋保総合支所長の専決に係るものを除く。)

[イ～コ 略]

十一 健康福祉局地域福祉部長専決事項

[ア～エ 略]

オ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住安定援助計画認定事業者等に対する居住安定援助に係る報告の徴収、立入検査及び改善命令に関すること(軽易又は定例のものを除く。)

十二 健康福祉局障害福祉部長専決事項

[ア～ク 略]

ケ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定特定相談支援事業者及び指定一般相談支援事業者(コ及びシにおいて「指定障害福祉サービス事業者等」という。)の指定並びにその更新、取消し及び効力の停止に関すること

コ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する報告の徴収、出頭の要求、質問及び立入検査に関すること

サ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定特定相談支援事業者及び指定一般相談支援事業者に対する勧告、公表及び措置命令に関すること

シ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等の公示に関すること。

ス 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定並びにその更新、取消し及び効力の停止に関すること

セ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する報告の徴収、出頭の要求、質問及び立入検査に関すること

ソ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する人員、設備及び運営に係る勧告、公表及び措置命令に関すること

タ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定等の公示に関すること。

チ [略]

十三 健康福祉局保険高齢部長専決事項

[ア～ウ 略]

エ 介護保険法に基づく事業者及び施設の指定並びに施設の開設の許可並びにこれらの更新、取消し及び効力の停止に関すること

オ 介護保険法に基づく事業者及び施設の指定並びに施設の開設の許可並びにこれらの取消し及び効力の停止並びに事業及び施設の廃止並びに指定の辞退の公示に関すること。

エ 介護保険法に基づく事業者に対する報告、帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問、立入検査、勧告、公表及び措置命令に関すること

[新設]

[新設]

[オ～ケ 略]

[十四・十五 略]

[新設]

#### 十六 子ども若者局子ども家庭部長専決事項

ア 児童福祉法第四十五条第一項及び第四十五条の二第一項に規定する基準を維持するための報告の徴収、質問及び立入検査に関すること（子ども家庭部の所管に属するものに限る。）

イ 児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業を行う者、一時預かり事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者、社会的養護自立支援拠点事業を行う者、意見表明等支援事業を行う者、妊産婦等生活援助事業を行う者及び児童育成支援拠点事業を行う者に対する報告の徴収、質問及び立入検査に関すること（子ども家庭部の所管に属するものに限る。）

ウ 社会福祉法に基づく社会福祉事業の経営者に対する報告の徴収及び調査に関すること（子ども家庭部の所管に属するものに限る。）

エ [略]

#### 十七 子ども若者局子ども若者支援部長専決事項

ア 児童福祉法第四十五条第一項に規定する基準を維持するための報告の徴収、質問及び立入検査に関すること（子ども若者支援部の所管に属するものに限る。）

イ 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を行う者及び児童育成支援拠点事業を行う者に対する報告の徴収、質問及び立入検査に関すること（子ども若者支援部の所管に属するものに限る。）

十八 [略]

#### 十九 環境局環境部長専決事項

[ア～エ 略]

[新設]

カ 介護保険法に基づく事業者に対する報告、帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問、立入検査、勧告、公表及び措置命令（当該措置命令に係る公示を含む。）に関すること

キ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告、公表及び措置命令（当該措置命令に係る公示を含む。）に関すること

ク 介護保険法に基づく介護老人保健施設及び介護医療院の開設者に対する管理者の変更命令、業務運営に係る勧告、公表及び措置命令、業務の停止命令（当該措置命令及び業務の停止命令に係る公示を含む。）並びに設備の使用制限等に関すること

[ケ～ス 略]

[十四・十五 略]

#### 十六 子ども若者局子ども若者企画部長専決事項

ア 児童福祉法第四十五条第一項及び第四十五条の二第一項に規定する基準を維持するための報告の徴収、質問及び立入検査に関すること（子ども若者企画部の所管に属するものに限る。）

イ 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を行う者及び児童育成支援拠点事業を行う者に対する報告の徴収、質問及び立入検査に関すること（子ども若者企画部の所管に属するものに限る。）

#### 十七 子ども若者局子育て支援推進部長専決事項

ア 児童福祉法第四十五条第一項及び第四十五条の二第一項に規定する基準を維持するための報告の徴収、質問及び立入検査に関すること（子育て支援推進部の所管に属するものに限る。）

イ 児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業を行う者、一時預かり事業を行う者、小規模住居型児童養育事業を行う者、社会的養護自立支援拠点事業を行う者、意見表明等支援事業を行う者、妊産婦等生活援助事業を行う者及び児童育成支援拠点事業を行う者に対する報告の徴収、質問及び立入検査に関すること（子育て支援推進部の所管に属するものに限る。）

ウ 社会福祉法に基づく社会福祉事業の経営者に対する報告の徴収及び調査に関すること（子育て支援推進部の所管に属するものに限る。）

エ [略]

[削る]

十八 [略]

#### 十九 環境局環境部長専決事項

[ア～エ 略]

オ 県立自然公園条例及び自然環境保全条例に基づく行為の許可、協議、報告の徴収並びに立入調査に関すること（環境局長の専決に係るものを除く。）

[二十～二十三 略]

二十四 経済局農林部長専決事項

[ア～ク 略]

[新設]

[新設]

[新設]

[二十五～二十七 略]

二十八 都市整備局公共建築住宅部長専決事項

[ア～ウ 略]

エ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録事業者等に対する報告の徴収、立入検査、質問及び指示に関すること（保険高齢部長の専決に係るものを除く。）

オ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る登録に関すること（都市整備局長及び住宅政策課長の専決に係るものを除く。）

カ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録事業者等に対する報告の徴収及び指示に関すること

[新設]

[新設]

キ マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画の変更の認定、報告の徴収及び改善命令に関すること

ク マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づくマンション建替組合の定款又は事業計画の変更及び個人施行者の規準、規約又は事業計画の変更の認可並びにマンション敷地売却組合の定款又は資金計画の変更の認可に関すること

ケ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づくマンション建替事業の審査委員の承認に関すること

コ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づくマンション建替組合及びマンション敷地売却組合の理事長の氏名及び住所の公告に関すること

サ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づくマンション建替組合及びマンション敷地売却組合の清算事務終了に伴う決算報告書の承認に関すること

シ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づくマンション建替事業の施行者及びマンション敷地売却組

[二十～二十三 略]

二十四 経済局農林部長専決事項

[ア～ク 略]

ケ 森林法に基づく森林経営計画の認定及び変更の認定に関すること。

コ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）に基づく農業経営改善計画の認定及び変更等に関すること

サ 農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定及び変更等に関すること

[二十五～二十七 略]

二十八 都市整備局公共建築住宅部長専決事項

[ア～ウ 略]

エ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録事業者等に対する報告の徴収、立入検査、質問及び指示に関すること（高齢者生活支援サービスに係るものを除く。）

オ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る登録に関すること（都市整備局長及び住宅政策課長の専決に係るものを除く。）

カ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録事業者等に対する報告の徴収及び指示に関すること

キ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住安定援助計画の認定に関すること（都市整備局長及び住宅政策課長の専決に係るものを除く。）

ク 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住安定援助計画認定事業者等に対する報告の徴収、立入検査及び改善命令に関すること（居住安定援助に係るものを除く。）

ケ マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画の認定、報告の徴収及び改善命令に関すること（都市整備局長及び住宅政策課長の専決に係るものを除く。）

コ マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づくマンション再生組合及び敷地分割組合の定款又は事業計画の変更及び個人施行者の規準又は規約並びに事業計画の変更の認可並びにマンション等売却組合及びマンション除却組合の定款又は資金計画の変更の認可に関すること

サ マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づくマンション再生事業の審査委員の承認に関すること

シ マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づくマンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合の理事長の氏名及び住所の公告に関すること

ス マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づくマンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合の清算事務終了に伴う決算報告書の承認に関すること

セ マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づくマンション再生事業の施行者、マンション等売却組合、マン

合に対する勧告、検査、技術的援助等に関すること

ス マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく買受計画の変更の認定に関すること

セ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく認定買受人に対する報告の徴収、勧告及び公表に関すること

[ソ・タ 略]

二十九 都市整備局建築宅地部長専決事項

ア [略]

イ マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく要除却認定及び容積率の特例の許可に関すること

[ウ～シ 略]

[三十～三十四 略]

(本庁の課長専決事項)

第八条 本庁の課長の専決事項は、次のとおりとする。

一 共通専決事項(担当課長にあっては、その主管する事案に係るものに限る。)

ア [略]

[新設]

イ 係長の職以下の職にある者の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更、休日に代わる日の指定、超過勤務命令、休暇(病気休暇、家庭支援休暇及び介護部分休業を除く。)、職務専念義務の免除(総務局長が別に定める事由によるものに限る。)並びに内国旅行命令に関すること(第三種公所の長の専決に係るものを除く。)

[ウ～カ 略]

キ 一件千万元以上三億円未満の工事の変更(変更後の設計金額と当初の設計金額(第六条第一号ソ、第六条の二第一号、第六条の三第十号、前条第一号ケ、次条第一号、**第九条の二**、第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條の二までの規定による決裁を受けて設計金額を変更したものにあっては、その変更後の設計金額。以下このキにおいて同じ。))との差額が当初の設計金額の三割に相当する額(当該額が三千万円を超える場合にあっては、三千万円)未満の場合又は延長した日数(これらの規定による決裁を受けて工期を延長したものにあっては、その延長後の工期を更に延長した日数)の累計が四十日を超えない範囲内で工期を延長する場合に限る。)に関すること(重要なものを除く。)

[ク～ソ 略]

タ 一件二百万円以上千万円未満の委託及び受託の変更(変更後の契約金額と当初の契約金額(前条第一号チ、第十条第一号ア、**第十二条第一号ア**、第二十条第一項第一号又は第二十三條から第二十四條までの規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額。以下このタにおいて同じ。))との差額が当初の契約金額の三割に相当する額未満の場合又は延長した日数(これらの規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間を更に延長した日数)の累計が四十日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。)に関すること(重要なものを除く。)

ション除却組合及び敷地分割組合に対する勧告、検査、技術的援助等に関すること

ソ マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく除却等計画の変更の認定に関すること

タ マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく認定買受人に対する報告の徴収、勧告及び公表に関すること

[チ・ツ 略]

二十九 都市整備局建築宅地部長専決事項

ア [略]

イ マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく要除却等認定及び容積率又は各部分の高さの特例の許可に関すること

[ウ～シ 略]

[三十～三十四 略]

(本庁の課長専決事項)

第八条 本庁の課長の専決事項は、次のとおりとする。

一 共通専決事項(担当課長にあっては、その主管する事案に係るものに限る。)

ア [略]

イ 内国旅行に関すること

ウ 係長の職以下の職にある者の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更、休日に代わる日の指定、超過勤務命令、休暇(病気休暇、家庭支援休暇及び介護部分休業を除く。)、職務専念義務の免除(総務局長が別に定める事由によるものに限る。)

[エ～キ 略]

ク 一件千万元以上三億円未満の工事の変更(変更後の設計金額と当初の設計金額(第六条第一号ソ、第六条の二第一号、第六条の三第十号、前条第一号ケ、次条第一号、**第九条の二**、**第十二条第一号ア**、**第十二条の二**、第二十条第一項第一号又は第二十二條から第二十三條の二までの規定による決裁を受けて設計金額を変更したものにあっては、その変更後の設計金額。以下このクにおいて同じ。))との差額が当初の設計金額の三割に相当する額(当該額が三千万円を超える場合にあっては、三千万円)未満の場合又は延長した日数(これらの規定による決裁を受けて工期を延長したものにあっては、その延長後の工期を更に延長した日数)の累計が四十日を超えない範囲内で工期を延長する場合に限る。)に関すること(重要なものを除く。)

[ケ～タ 略]

チ 一件二百万円以上千万円未満の委託及び受託の変更(変更後の契約金額と当初の契約金額(前条第一号チ、第十条第一号ア、**第十三条第一号ア**、**第十三条の三第一号ア**、第二十条第一項第一号又は第二十三條から第二十四條までの規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額。以下このチにおいて同じ。))との差額が当初の契約金額の三割に相当する額未満の場合又は延長した日数(これらの規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間を更に延長した日数)の累計が四十日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。)に関すること(重

チ [略]

ツ 一件一億円以上三億円未満の各課所掌事項契約である請負契約の変更（変更後の契約金額と当初の契約金額（第六条第一号ハ、第六条の二第一号、第六条の三第二十一号、次条第一号、**第九条の二**、第二十条第一項第一号又は第二十二條から**第二十三條**までの規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額）との差額が三千万円未満の場合又は延長した日数（これらの規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間を更に延長した日数）の累計が四十日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。）に関する事（重要なものを除く。）

[テ～ム 略]

メ アからムまでに掲げるものに準ずること

[二～六 略]

七 総務局総務部文書法制課長専決事項

[ア～ウ 略]

[新設]

八 総務局人材育成部人事課長専決事項

[ア・イ 略]

ウ 会計年度任用職員の任免に関する事（**第一号ウ**の規定による専決に係るものを除く。）

エ 臨時的任用職員及び会計年度任用職員の営利企業の従事等許可、**育児休業及び退職手当の支給**に関する事

[新設]

九 総務局人材育成部労務課長専決事項

[ア・イ 略]

[新設]

ウ [略]

[新設]

[十～十七 略]

十八 財政局税務部資産税企画課長専決事項

[ア～ウ 略]

[新設]

[十九～三十一 略]

三十二 健康福祉局地域福祉部保護自立支援課長専決事項

[ア・イ 略]

ウ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）に基づく事務処理に関する事（保健福祉センター保護課長（青葉区役所及び太白区役所においては、保健福祉センター保護第一課長及び保護第二課長。以下同じ。）及び**宮城総合支所管理課長**の専決に係るものを除く。）

[新設]

要なものを除く。）

ツ [略]

テ 一件一億円以上三億円未満の各課所掌事項契約である請負契約の変更（変更後の契約金額と当初の契約金額（第六条第一号ハ、第六条の二第一号、第六条の三第二十一号、次条第一号、**第九条の二**、**第十二条第一号**、**第十二条の二**、第二十条第一項第一号又は第二十二條から**第二十三條の二**までの規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額）との差額が三千万円未満の場合又は延長した日数（これらの規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間を更に延長した日数）の累計が四十日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。）に関する事（重要なものを除く。）

[ト～メ 略]

モ アからメまでに掲げるものに準ずること

[二～六 略]

七 総務局総務部文書法制課長専決事項

[ア～ウ 略]

エ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報の提案の募集に係る公示及び仙台市情報公開条例（平成十二年仙台市条例第八十号）第二十五条の規定による同条例の運用状況の公表に関する事

八 総務局人材育成部人事課長専決事項

[ア・イ 略]

ウ 会計年度任用職員の任免に関する事（**第一号エ**の規定による専決に係るものを除く。）

エ 臨時的任用職員及び会計年度任用職員の営利企業の従事等許可**及び育児休業**に関する事

オ 恩給の支給に関する事

九 総務局人材育成部総務事務管理課長専決事項

[ア・イ 略]

ウ 退職手当の支給に関する事

エ [略]

オ 職員の社会保険及び労働保険に関する事

[十～十七 略]

十八 財政局税務部資産税企画課長専決事項

[ア～ウ 略]

エ 固定資産税・都市計画税に係る返還金の支払に関する事

[十九～三十一 略]

三十二 健康福祉局地域福祉部保護自立支援課長専決事項

[ア・イ 略]

ウ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）に基づく事務処理に関する事（保健福祉センター保護課長（青葉区役所及び太白区役所においては、保健福祉センター保護第一課長及び保護第二課長。以下同じ。）及び**宮城総合支所保健福祉部管理課長**の専決に係るものを除く。）

エ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住安定援助計画認定事業者等に対する居住安定援助に係る報告の徴収、立入検査及び改善命令

三十三 [略]

三十四 健康福祉局障害福祉部障害者支援課長専決事項

[ア・イ 略]

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務処理に関すること（健康福祉局長、障害福祉部長、障害企画課長、障害福祉サービス指導課長、障害者総合支援センター所長、精神保健福祉総合センター所長、北部発達相談支援センター所長、南部発達相談支援センター所長及び保健福祉センター所長の専決に係るものを除く。）

エ 児童福祉法に基づく事務処理（健康福祉局の所管に属するものに限る。）に関すること（健康福祉局長、障害福祉部長、障害企画課長、障害福祉サービス指導課長、障害者総合支援センター所長、精神保健福祉総合センター所長、北部発達相談支援センター所長、南部発達相談支援センター所長及び保健福祉センター所長の専決に係るものを除く。）

[三十五～三十八 略]

[新設]

三十九 子ども若者局子ども家庭部子ども家庭保健課長専決事項

[ア～ウ 略]

エ 里親の登録に関すること

[新設]

四十 子ども若者局子ども家庭部子ども支援給付課長専決事項

[ア～オ 略]

四十一 子ども若者局子ども若者支援部児童クラブ事業推進課長専決事項

ア 児童クラブの登録に関すること

四十二 子ども若者局幼稚園・保育部運営支援課長専決事項

[ア・イ 略]

四十三 子ども若者局幼稚園・保育部認定給付課長専決事項

ア 子どものための教育・保育給付認定（認定子ども園又は幼稚園を経由して提出される子ども・子育て支援法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る申請書に係るものに限る。）に関すること（保健福祉センター保育給付課長及び宮城総合支所保健福祉課長の専決に係るものを除く。）

イ [略]

[新設]

[四十四～五十七 略]

五十八 都市整備局公共建築住宅部住宅政策課長専決事項

[ア～ウ 略]

[新設]

に関すること（軽易又は定例のものに限る。）

三十三 [略]

三十四 健康福祉局障害福祉部障害者支援課長専決事項

[ア・イ 略]

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務処理に関すること（健康福祉局長、障害福祉部長、障害企画課長、障害福祉サービス指導課長、障害者総合支援センター所長、精神保健福祉総合センター所長、北部発達相談支援センター所長、南部発達相談支援センター所長、保健福祉センター所長及び保健福祉部長の専決に係るものを除く。）

エ 児童福祉法に基づく事務処理（健康福祉局の所管に属するものに限る。）に関すること（健康福祉局長、障害福祉部長、障害企画課長、障害福祉サービス指導課長、障害者総合支援センター所長、精神保健福祉総合センター所長、北部発達相談支援センター所長、南部発達相談支援センター所長、保健福祉センター所長及び保健福祉部長の専決に係るものを除く。）

[三十五～三十八 略]

三十九 子ども若者局子ども若者企画部児童クラブ事業推進課長専決事項

ア 児童クラブの登録に関すること

四十 子ども若者局子育て支援推進部子ども家庭保健課長専決事項

[ア～ウ 略]

[削る]

四十一 子ども若者局子育て支援推進部子育て安心課長専決事項

ア 里親の登録に関すること

四十二 子ども若者局子育て支援推進部子ども支援給付課長専決事項

[ア～オ 略]

[削る]

四十三 子ども若者局幼稚園・保育部運営支援課長専決事項

[ア・イ 略]

四十四 子ども若者局幼稚園・保育部認定給付課長専決事項

ア 子どものための教育・保育給付認定（認定子ども園又は幼稚園を経由して提出される子ども・子育て支援法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る申請書に係るものに限る。）に関すること（保健福祉センター保育給付課長及び宮城総合支所保健福祉部保健福祉課長の専決に係るものを除く。）

イ [略]

ウ 乳児等のための支援給付認定に関すること

[四十五～五十八 略]

五十九 都市整備局公共建築住宅部住宅政策課長専決事項

[ア～ウ 略]

エ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住安定援助計画の変更、認定事業者の地位の承継及び目的外使用に関すること

[エ～ク 略]

[新設]

ケ マンションの建替等々の円滑化に関する法律に基づく事務処理に関すること（都市整備局長、公共建築住宅部長及び建築宅地部長の専決に係るものを除く。）

[五十九～六十二 略]

六十三 建設局道路部道路管理課長専決事項

[ア～ウ 略]

エ 仙台市自転車等放置防止条例に基づく事務処理に関すること（ウの規定による専決に係るもの並びに区役所建設部道路課長及び宮城総合支所道路課長の専決に係るものを除く。）

[六十四～六十八 略]

（区長の専決事項）

第九条 区長の専決事項は、次のとおりとする。

一 [略]

二 一件一億円以上三億円未満の請負契約で各課所掌事項契約以外のものの変更（変更後の金額が三億円未満のものに限る。）に関すること（第十一条第二号ア、第十六条第四号ア又は同条第十三号アの規定による専決に係るものを除く。）

[三～十一 略]

（区役所の課長の専決事項）

第十一条 区役所の課長の専決事項は、次のとおりとする。

[一・二 略]

三 区民部戸籍住民課長専決事項

ア [略]

イ 住民基本台帳カードに係る事務処理に関すること

[ウ・エ 略]

[四～七 略]

八 保健福祉センター保育給付課長専決事項

ア 児童手当に係る事務処理に関すること

イ 児童扶養手当法に基づく事務処理に関すること（こども若者局こども家庭部こども支援給付課長の専決に係るものを除く。）

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく事務処理（障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものを除く。）に関すること（こども若者局こども家庭部こども支援給付課長の専決に係るものを除く。）

エ 子どものための教育・保育給付認定に関すること（こども若者局幼稚園・保育部認定給付課長及び宮城総合支所保健福祉課長の専決に係るものを除く。）

九 [略]

十 保健福祉センター保護課長専決事項

ア [略]

イ 生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給及び生活困窮者一時生活支援事業（生活困窮者・ホームレス自立支援センターに係るものに限る。）の利用に関すること

[十一～十五 略]

[オ～ケ 略]

コ マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画の変更の認定に関すること

サ マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく事務処理に関すること（都市整備局長、公共建築住宅部長及び建築宅地部長の専決に係るものを除く。）

[六十～六十三 略]

六十四 建設局道路部道路管理課長専決事項

[ア～ウ 略]

エ 仙台市自転車等放置防止条例に基づく事務処理に関すること（ウの規定による専決に係るもの並びに区役所建設部道路課長及び宮城総合支所建設部道路課長の専決に係るものを除く。）

[六十五～六十九 略]

（区長の専決事項）

第九条 区長の専決事項は、次のとおりとする。

一 [略]

二 一件一億円以上三億円未満の請負契約で各課所掌事項契約以外のものの変更（変更後の金額が三億円未満のものに限る。）に関すること（第十一条第二号アの規定による専決に係るものを除く。）

[三～十一 略]

（区役所の課長の専決事項）

第十一条 区役所の課長の専決事項は、次のとおりとする。

[一・二 略]

三 区民部戸籍住民課長専決事項

ア [略]

[削る]

[イ・ウ 略]

[四～七 略]

八 保健福祉センター保育給付課長専決事項

ア [略]

イ 児童扶養手当法に基づく事務処理に関すること（こども若者局子育て支援推進部こども支援給付課長の専決に係るものを除く。）

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく事務処理（障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものを除く。）に関すること（こども若者局子育て支援推進部こども支援給付課長の専決に係るものを除く。）

エ 子どものための教育・保育給付認定に関すること（こども若者局幼稚園・保育部認定給付課長の専決に係るものを除く。）

九 [略]

十 保健福祉センター保護課長専決事項（保護第二課長にあつては、アに掲げる事項を除く。）

ア [略]

イ 生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給及び生活困窮者居住支援事業（生活困窮者・ホームレス自立支援センターに係るものに限る。）の利用に関すること

[十一～十五 略]

第四節 公所

[新設]

(第一種公所の長の専決事項)

**第十二条** 第一種公所の長の専決事項は、次のとおりとする。

[一～四 略]

五 宮城総合支所長及び秋保総合支所長の専決事項

ア [略]

イ 車両の運行に関する措置に関すること(宮城総合支所にあつては道路課長、秋保総合支所にあつては建設課長の専決に係るものを除く。)

[ウ～オ 略]

(宮城総合支所及び秋保総合支所の支所長の特例)

**第十三条** 宮城総合支所及び秋保総合支所の支所長は、前条第一号及び第五号に掲げる事項のほか、第六条第一号ツ、ニ及びハ、第六条の三第十三号、同条第十七号並びに同条第二十一号に掲げる事項並びに次に掲げる事項に関し専決をするものとする。

一 支所次長及び担当部長の職にある者の内国旅行命令及び短期の外国旅行命令に関すること

二 [略]

(宮城総合支所の保健福祉担当部長の専決事項)

**第十三条の二** 宮城総合支所の保健福祉担当部長の専決事項は、次のとおりとする。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法及び老人福祉法に基づく審判の請求に関すること

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第二項の規定による同意に関すること

三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく立入調査、警察署長に対する援助要請及び面会の制限に関すること

四 身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置に関すること(北部発達相談支援センタ

第四節 公所

(宮城総合支所の支所長の専決事項)

**第十二条** 宮城総合支所の支所長の専決事項は、次のとおりとする。

一 第九条第一号、第四号及び第五号に掲げる事項

二 その所管する公の施設の利用許可に関すること

三 一件一億円以上三億円未満の請負契約で各課所掌事項契約以外のものの変更(変更後の金額が三億円未満のものに限る。)に関すること(第十五条第二号アの規定による専決に係るものを除く。)

(宮城総合支所の支所次長の専決事項)

**第十二条の二** 宮城総合支所の支所次長(支所次長を複数置く場合にあっては、宮城総合支所の支所長があらかじめ指名する支所次長)は、第六条の三各号に掲げる事項に関し専決をするものとする。

(第一種公所の長の専決事項)

**第十三条** 第一種公所の長の専決事項は、次のとおりとする。

[一～四 略]

五 秋保総合支所長の専決事項

ア [略]

イ 車両の運行に関する措置に関すること(建設課長の専決に係るものを除く。)

[ウ～オ 略]

(秋保総合支所の支所長の特例)

**第十三条の二** 秋保総合支所の支所長は、前条第一号及び第五号に掲げる事項のほか、第六条第一号ツ、ニ及びハ、第六条の三第十三号、同条第十七号並びに同条第二十一号に掲げる事項並びに次に掲げる事項に関し専決をするものとする。

[削る]

二 [略]

(宮城総合支所の部長の専決事項)

**第十三条の三** 宮城総合支所の部長(保健福祉部長にあっては、保健所支所及び福祉事務所の所管に属するものを除く。)の専決事項は、次のとおりとする。ただし、部に属しない宮城総合支所の課において所管する事務については、宮城総合支所の支所次長(支所次長を複数置く場合にあっては、宮城総合支所の支所長があらかじめ指名する支所次長)の専決事項とする。

一 共通専決事項(担当部長にあっては、その主管する事業に係るものに限る。)

ア 第十条第一号アに掲げる事項

二 区民部長専決事項

ア 第十条第二号アに掲げる事項

三 まちづくり推進部長専決事項

ア 第十条第三号ア及びイに掲げる事項

四 保健福祉部長専決事項

一 所長及び南部発達相談支援センター所長の専決に係るものを除く。）

五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく立入調査、警察署長に対する援助要請及び面会の制限に関すること（障害者総合支援センター所長、精神保健福祉総合センター所長、北部発達相談支援センター所長及び南部発達相談支援センター所長の専決に係るものを除く。）

六 児童福祉法に基づく保育の利用に関すること

七 仙台市空き地における雑草の除去に関する条例第五条の規定による勧告に関すること

#### 第十五条 削除

（第一種公所の課長の専決事項）

第十六条 第一種公所の課長の専決事項は、次のとおりとする。

[一～三 略]

ア 第十条第四号アからキまでに掲げる事項

五 建設部長専決事項

ア 第十条第五号ア及びイに掲げる事項

（宮城総合支所の課長の専決事項）

第十五条 宮城総合支所の課長の専決事項は、次のとおりとする。

一 共通専決事項（担当課長にあっては、その主管する事案に係るものに限る。）

ア 第八条第一号に掲げる事項

二 区民部総務課専決事項

ア 一件一億円以上三億円未満の請負契約で各課所掌事項契約以外のものの変更（変更後の契約金額と当初の契約金額（第

十二条第三号の規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額）との差額が三千万円未満の場合又は延長した日数（同号の規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間をさらに延長した日数）の累計が四十日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。）に関すること（重要なものを除く。）

三 区民部税務住民課長専決事項

ア 第十一条第三号アからエまで並びに第四号ア及びイに掲げる事項

四 まちづくり推進部まちづくり推進課長専決事項

ア 第十一条第五号ア及びイに掲げる事項

五 保健福祉部管理課長専決事項

ア 第十一条第六号アからキまで、第十号ア及びイ並びに第十二号アに掲げる事項

六 保健福祉部保健福祉課長専決事項

ア 第十一条第七号ア及び第八号アからエまでに掲げる事項

七 保健福祉部障害高齢課長専決事項

ア 第十一条第九号アからウまでに掲げる事項

八 保健福祉部保険年金課長専決事項

ア 第十一条第十号アに掲げる事項

九 建設部公園課長専決事項

ア 第十一条第十三号アに掲げる事項

十 建設部道路課長専決事項

ア 第十一条第十四号ア及びイに掲げる事項

（第一種公所の課長の専決事項）

第十六条 第一種公所の課長の専決事項は、次のとおりとする。

[一～三 略]

<p>四 宮城総合支所総務課長専決事項</p> <p>ア 一件一億円以上三億円未満の請負契約で各課所掌事項契約以外のものの変更（変更後の契約金額と当初の契約金額（第九条第二号の規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額）との差額が三千万円未満の場合又は延長した日数（同号の規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間をさらに延長した日数）の累計が四十日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。）に関する事（重要なものを除く。）</p>	[削る]
<p>五 宮城総合支所まちづくり推進課長専決事項</p> <p>ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲等の許可及び飼養の登録並びに緊急銃猟に関する事</p> <p>イ 交通指導隊の出動に関する事</p>	[削る]
<p>六 宮城総合支所税務住民課長専決事項</p> <p>ア 固定資産課税台帳の閲覧に関する事</p> <p>イ 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関する事</p> <p>ウ 改葬の許可に関する事</p> <p>エ 住民基本台帳カードに係る事務処理に関する事</p> <p>オ 個人番号カードの交付に関する事</p> <p>カ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく事務処理に関する事</p>	[削る]
<p>七 宮城総合支所管理課長専決事項</p> <p>ア 行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく事務処理に関する事</p> <p>イ 生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給及び生活困窮者一時生活支援事業（生活困窮者・ホームレス自立支援センターに係るものに限る。）の利用に関する事</p> <p>ウ 仙台市空き地における雑草の除去に関する条例第四条の規定による指導及び助言に関する事</p> <p>エ 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく事務処理に関する事</p> <p>オ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法に基づく事務処理に関する事</p> <p>カ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく事務処理に関する事</p> <p>キ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に基づく事務処理に関する事</p> <p>ク 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法に基づく事務処理に関する事</p> <p>ケ 引揚給付金等支給法に基づく事務処理に関する事</p> <p>コ 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律に基づく事務処理に関する事</p>	[削る]
<p>八 宮城総合支所保健福祉課長専決事項</p> <p>ア 児童手当に係る事務処理に関する事</p> <p>イ 児童扶養手当法に基づく事務処理に関する事（こども若者局こども家庭部こども支援給付課長の専決に係るものを除く。）</p>	[削る]

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく事務処理（障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものを除く。）に関すること（こども若者局こども家庭部こども支援給付課長の専決に係るものを除く。）

エ 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関すること

オ 子どものための教育・保育給付認定に関すること（こども若者局幼稚園・保育部認定給付課長及び保健福祉センター保育給付課長の専決に係るものを除く。）

九 宮城総合支所障害高齢課長専決事項

[削る]

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給の決定に関すること（精神保健福祉総合センター所長、北部発達相談支援センター所長及び南部発達相談支援センター所長の専決に係るものを除く。）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の利用の決定に関すること

ウ 児童福祉法に基づく障害児通所給付費の給付の決定に関すること

十 宮城総合支所保険年金課長専決事項

[削る]

ア 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療の対象者の認定及び医療費（柔道整復師に係るものを除く。）の支給に関すること

十一 宮城総合支所公園課長専決事項

[削る]

ア 街路樹の位置変更、補償及び維持に関すること

十二 宮城総合支所道路課長専決事項

[削る]

ア 軽易な車両の運行に関する措置に関すること

イ 仙台市自転車等放置防止条例に基づく放置自転車等の撤去に関すること

十三 秋保総合支所総務課長専決事項

四 秋保総合支所総務課長専決事項

[ア～エ 略]

[ア～エ 略]

オ 住民基本台帳カードに係る事務処理に関すること

[削る]

カ 個人番号カードの交付に関すること

オ 個人番号カードの交付に関すること

キ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく事務処理に関すること

カ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく事務処理に関すること

十四 [略]

五 [略]

十五 秋保総合支所保健福祉課長専決事項

六 秋保総合支所保健福祉課長専決事項

ア 児童扶養手当法に基づく事務処理に関すること（こども若者局こども家庭部こども支援給付課長の専決に係るものを除く。）

ア 児童扶養手当法に基づく事務処理に関すること（こども若者局子育て支援推進部こども支援給付課長の専決に係るものを除く。）

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく事務処理（障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものを除く。）に関すること（こども若者局こども家庭部こども支援給付課長の専決に係るものを除く。）

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく事務処理（障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものを除く。）に関すること（こども若者局子育て支援推進部こども支援給付課長の専決に係るものを除く。）

[ウ～シ]

[ウ～シ]

十六 [略]

七 [略]

（第三種公所の長の専決事項）

（第三種公所の長の専決事項）

第十九条 第三種公所の長の専決事項は、次のとおりとする。

第十九条 第三種公所の長の専決事項は、次のとおりとする。

一 共通専決事項

一 共通専決事項

ア [略]

ア [略]

イ 職員の週休日及び勤務時間の割振り、勤務を要しない日

イ 職員の週休日及び勤務時間の割振り、勤務を要しない日

の振替え及び半日勤務時間の割振り変更、休日に代わる日の指定、超過勤務命令、休暇（病気休暇、家庭支援休暇及び介護部分休業を除く。）、職務専念義務の免除（総務局長が別に定める事由によるものに**限る。**）並びに旅行命令（本市及び日額旅費の支給に関する規程（昭和六十年仙台市訓令第十一号）第二条に規定する近郊の市町村の区域内を目的地とする旅行で宿泊を要しないものに係る旅行命令に限る。）に関すること

[ウ・エ 略]

二 [略]

第二十条 [略]

2 会計室の課長、区役所区民部税務会計課長、**青葉区役所宮城総合支所税務住民課長**及び太白区役所秋保総合支所総務課長（以下「会計課長」と総称する。）は、それぞれ所管の会計事務を処理するに当たり、第八条第一号に掲げる事項に関し専決をするものとする。

（代決）

第二十一条 次の表の上欄に掲げる者が不在の場合は、その者が決裁又は専決をすべき事項に関しそれぞれ当該事案を主管する同表の下欄に掲げる者が代決をする。

市長	副市長
副市長	局長又は区長
局長	本庁の次長（次長を置かない局にあっては、本庁の部長、第一種公所の長又は部に所属しない本庁の課長、税務監を置く財政局にあっては、税務監が主管する事案については、税務監）
税務監	税務部長又は納税部長
区長	副区長
[新設]	
会計室長	会計課長
本庁の次長	本庁の部長（部に所属しない本庁の課にあっては、本庁の課長）又は第一種公所の長
副区長	区役所の部長又は第一種公所の長
[新設]	
本庁の部長	本庁の課長（課長を置かない場合にあっては、主幹）又は第二種公所の長
区役所の部長	区役所の課長（センター次長を置く保健福祉センターにあっては、センター次長）又は第二種公所の長
[新設]	
第一種公所の長	第一種公所の課長（副所長を置く東京事務所にあっては副所長、支所次長を置く <b>宮城総合支所及び秋保総合支所</b> にあっては支所次長、所次長を置く衛生研究所にあっては所次長、副園長を置く八木山動物公園にあっては副園長）又は第二種公所の長
<b>宮城総合支所の保健福祉担当部長</b>	<b>宮城総合支所の課長</b>
本庁の課長 区役所の課長 第一種公所の課長 第二種公所の長	係長（係長を置かない場合にあっては、調整監、専門監、副主幹又は主査）

日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更、休日に代わる日の指定、超過勤務命令、休暇（病気休暇、家庭支援休暇及び介護部分休業を除く。）、職務専念義務の免除（総務局長が別に定める事由によるものに**限る。**）に関すること

[ウ・エ 略]

二 [略]

第二十条 [略]

2 会計室の課長、区役所区民部税務会計課長、**青葉区役所宮城総合支所区民部税務住民課長**及び太白区役所秋保総合支所総務課長（以下「会計課長」と総称する。）は、それぞれ所管の会計事務を処理するに当たり、第八条第一号に掲げる事項に関し専決をするものとする。

（代決）

第二十一条 次の表の上欄に掲げる者が不在の場合は、その者が決裁又は専決をすべき事項に関しそれぞれ当該事案を主管する同表の下欄に掲げる者が代決をする。

市長	副市長
副市長	局長又は区長
局長	本庁の次長（次長を置かない局にあっては、本庁の部長、第一種公所の長又は部に所属しない本庁の課長、税務監を置く財政局にあっては、税務監が主管する事案については、税務監）
税務監	税務部長又は納税部長
区長	副区長
<b>宮城総合支所の支所長</b>	<b>宮城総合支所の支所次長</b>
会計室長	会計課長
本庁の次長	本庁の部長（部に所属しない本庁の課にあっては、本庁の課長）又は第一種公所の長
副区長	区役所の部長又は第一種公所の長
<b>宮城総合支所の支所次長</b>	<b>宮城総合支所の部長</b>
本庁の部長	本庁の課長（課長を置かない場合にあっては、主幹）又は第二種公所の長
区役所の部長	区役所の課長（センター次長を置く保健福祉センターにあっては、センター次長）又は第二種公所の長
<b>宮城総合支所の部長</b>	<b>宮城総合支所の課長</b>
第一種公所の長	第一種公所の課長（副所長を置く東京事務所にあっては副所長、支所次長を置く <b>秋保総合支所</b> にあっては支所次長、所次長を置く衛生研究所にあっては所次長、副園長を置く八木山動物公園にあっては副園長）又は第二種公所の長
[削る]	
本庁の課長 区役所の課長 第一種公所の課長 第二種公所の長	係長（係長を置かない場合にあっては、調整監、専門監、副主幹又は主査）

東京事務所の副 所長 会計課長	
第三種公所の長	調整監、専門監、副主幹又は主査（調整監、専門監、副主幹又は主査を置かない公所にあつては、当該公所の所属する課の係長（係長を置かない場合にあつては、当該公所の所属する課の調整監、専門監、副主幹又は主査））

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、あらかじめ指定することにより、その者が専決をすべき事項の全部又は一部に関し当該各号に定める者に代決をさせることができる。

一 局長又は区長 理事

二 本庁若しくは区役所の部長又は第一種公所の長 参事

三 本庁、区役所若しくは第一種公所の課長又は第二種公所の長 検査主幹又は主幹

（教育局の部長専決事項）

第二十四条 [略]

2 別記第四に掲げる公所の長は、補助執行事務のうち第十二条第一号に掲げる事項に関し専決をするものとする。

（課長等専決事項）

第二十五条 教育局の課長（室長を含む。第二十八条において同じ。）別記第五に掲げる公所の長及び別記第四に掲げる公所の副館長（センター次長を置く生涯学習支援センターにあつては、センター次長。第二十八条第一項において同じ。）選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局並びに議会事務局の課長（以下この章において「課長等」と総称する。）は、補助執行事務のうち第八条第一号に掲げる事項に関し専決をするものとする。

（校長専決事項）

第二十七条 教育局の学校の校長及び園長は、補助執行事務のうち次に掲げる事項に関し専決をするものとする。

一 一件五十万円未満の物品の買入れ及び修繕並びに労力その他の役務の調達に関する事

二 一件十万円未満の学校施設の修繕に関する事

三 一件五万円未満の物品の売払いに関する事

四 賃借料の年額が十五万円未満の不動産又は動産の借入れに関する事

五 [略]

（代決）

第二十八条 次の表の上欄に掲げる者が不在の場合は、その者が専決すべき事項に関しそれぞれ当該事案を主管する同表の下欄に掲げる者が代決をする。

副教育長	教育局の次長
区選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査事務局長 議会事務局長	当該事務局の次長（次長を置かない場合にあつては、当該事務局の課長）
教育局の次長	教育局の部長又は <u>別記第四</u> に掲げる公所の長
選挙管理委員会事務局長 農業委員会事務局長	当該事務局の課長

東京事務所の副 所長 会計課長	
第三種公所の長	調整監、専門監、副主幹又は主査（調整監、専門監、副主幹又は主査を置かない公所にあつては、当該公所の所属する課の係長（係長を置かない場合にあつては、当該公所の所属する課の調整監、専門監、副主幹又は主査））

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、あらかじめ指定することにより、その者が専決をすべき事項の全部又は一部に関し当該各号に定める者に代決をさせることができる。

一 局長、区長又は特別公所の長 理事

二 本庁、区役所若しくは特別公所の部長又は第一種公所の長 参事

三 本庁、区役所、特別公所若しくは第一種公所の課長又は第二種公所の長 検査主幹又は主幹

（教育局の部長専決事項）

第二十四条 [略]

2 別記第五に掲げる公所の長は、補助執行事務のうち第十二条第一号に掲げる事項に関し専決をするものとする。

（課長等専決事項）

第二十五条 教育局の課長（室長を含む。第二十八条において同じ。）別記第六に掲げる公所の長及び別記第五に掲げる公所の副館長（センター次長を置く生涯学習支援センターにあつては、センター次長。第二十八条第一項において同じ。）選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局並びに議会事務局の課長（以下この章において「課長等」と総称する。）は、補助執行事務のうち第八条第一号に掲げる事項に関し専決をするものとする。

（校長専決事項）

第二十七条 教育局の学校の校長及び園長は、補助執行事務のうち次に掲げる事項に関し専決をするものとする。

一 一件百万円未満の物品の買入れ及び修繕並びに労力その他の役務の調達に関する事

二 一件二十万円未満の学校施設の修繕に関する事

三 一件十万円未満の物品の売払いに関する事

四 賃借料の年額が五十万円未満の不動産又は動産の借入れに関する事

五 [略]

（代決）

第二十八条 次の表の上欄に掲げる者が不在の場合は、その者が専決すべき事項に関しそれぞれ当該事案を主管する同表の下欄に掲げる者が代決をする。

副教育長	教育局の次長
区選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査事務局長 議会事務局長	当該事務局の次長（次長を置かない場合にあつては、当該事務局の課長）
教育局の次長	教育局の部長又は <u>別記第五</u> に掲げる公所の長
選挙管理委員会事務局長 農業委員会事務局長	当該事務局の課長

人事委員会事務局の次長 監査事務局の次長 議会事務局の次長	
教育局の部長又は <b>別記第四</b> に掲げる公所の長	教育局の課長、 <b>別記第五</b> に掲げる公所の長又は <b>別記第四</b> に掲げる公所の副館長
教育局の課長、 <b>別記第五</b> に掲げる公所の長又は <b>別記第四</b> に掲げる公所の副館長	教育局の係長（係長を置かない場合にあつては、調整監、専門監、副主幹又は主査）、教育支援センター所長、 <b>仙台城史跡調査室長</b> 、学芸企画室長又は学芸普及室長
選挙管理委員会事務局の課長 区選挙管理委員会事務局の課長 人事委員会事務局の課長 監査事務局の課長 農業委員会事務局の課長 議会事務局の課長	当該事務局の係長（係長を置かない場合にあつては、調整監、専門監、副主幹又は主査）
教育局の学校の校長又は園長	教育局の学校の副校長、教頭又は副園長（副校長、教頭又は副園長を置かない場合にあつては、校長又は園長が指定する職員）

2 [略]

[新設]

**別記第一**（第二条関係）

東京事務所 衛生研究所 児童相談所 中央卸売市場 八木山動物公園 **宮城総合支所 秋保総合支所**

**別記第二**（第二条関係）

職員研修所 消費生活センター 障害者総合支援センター 精神保健福祉総合センター 北部発達相談支援センター 南部発達相談支援センター 生出診療所 動物管理センター 食品監視センター 食肉衛生検査所 こども若者相談支援センター 環境事業所 工場 食肉市場 下水道北管理センター 下水道南管理センター 南蒲生浄化センター 設備管理センター 青葉区中央市民センター 宮城野区中央市民センター 若林区中央市民センター 太白区中央市民センター 泉区中央市民センター

**別記第三**（第二条関係）

公文書館 情報システムセンター 証明郵送センター 保育所 石積埋立管理事務所 花き市場 水質管理センター 仙台駅前サービスセンター

**別記第四**（第二十四条、第二十五条、第二十八条関係）

博物館 科学館 市民図書館 生涯学習支援センター

**別記第五**（第二十五条、第二十八条関係）

学校給食センター 教育センター **泉図書館 宮城野図書館 太白図書館**

人事委員会事務局の次長 監査事務局の次長 議会事務局の次長	
教育局の部長又は <b>別記第五</b> に掲げる公所の長	教育局の課長、 <b>別記第六</b> に掲げる公所の長又は <b>別記第五</b> に掲げる公所の副館長
教育局の課長、 <b>別記第六</b> に掲げる公所の長又は <b>別記第五</b> に掲げる公所の副館長	教育局の係長（係長を置かない場合にあつては、調整監、専門監、副主幹又は主査）、教育支援センター所長、 <b>仙台城史跡整備室長</b> 、学芸企画室長又は学芸普及室長
選挙管理委員会事務局の課長 区選挙管理委員会事務局の課長 人事委員会事務局の課長 監査事務局の課長 農業委員会事務局の課長 議会事務局の課長	当該事務局の係長（係長を置かない場合にあつては、調整監、専門監、副主幹又は主査）
教育局の学校の校長又は園長	教育局の学校の副校長、教頭又は副園長（副校長、教頭又は副園長を置かない場合にあつては、校長又は園長が指定する職員）

2 [略]

**別記第一**（第二条関係）

**宮城総合支所**

**別記第二**（第二条関係）

東京事務所 衛生研究所 児童相談所 中央卸売市場 八木山動物公園 **秋保総合支所**

**別記第三**（第二条関係）

職員研修所 消費生活センター 障害者総合支援センター 精神保健福祉総合センター 北部発達相談支援センター 南部発達相談支援センター 生出診療所 動物管理センター 食品監視センター 食肉衛生検査所 こども若者相談支援センター 環境事業所 工場 食肉市場 下水道北管理センター 下水道南管理センター 南蒲生浄化センター 設備管理センター 青葉区中央市民センター 宮城野区中央市民センター 若林区中央市民センター 太白区中央市民センター 泉区中央市民センター

**別記第四**（第二条関係）

公文書館 情報システムセンター 証明郵送センター 保育所 石積埋立管理事務所 花き市場 水質管理センター 仙台駅前サービスセンター

**別記第五**（第二十四条、第二十五条、第二十八条関係）

博物館 科学館 市民図書館 生涯学習支援センター

**別記第六**（第二十五条、第二十八条関係）

学校給食センター 教育センター **泉図書館 太白図書館**

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

（総務局総務部行政経営課）